

○ 財務省告示第三百十一条第十五條第十二項の規定によつて、平成十一年大蔵省の規則(以下「規則」といふ)に基づき、本規則は、昭和二十二年六月三十日より施行する。

國庫短期財務証券(第四百八十一回)の規則

二 一 発行条件等を次年十月九日より告示する。

の法律発行の根柢及び記載

七百第一法会百資十財政四号資四号法(昭和二十二年六月三十日より告示する)の規定による。規則

三 二 一 発行方法の適用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社に下へ債条三四項律計号資四号法(昭和二十二年六月三十日より告示する)の規定による。規則

定特あ争入。別つ入札に参て札発も加、と行の者財同一にご務時によと大にいるに臣行。發応がわ。行募各れ及へ限国るび価。以度債入価格とる。その規定

。格替適下へ機用「振替法」等の振替に關する法

。格付けるも競争して行とし。札わる。その規定

。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 四 万 五	額 四 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 四 千 五 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 百 七 千 二	金 万 金	の 度 債 る か 返	競 債
円 百 六 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	競 争 市
八 百 二	で で	募 の 場 そ の	入 場
億 円 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
九 九	千 兆	を 圏 別 応 ち	發 別
千 十	七 二	割 内 参 募 応	行 参
八 億	百 千	り に 加 額 募	「 加
百 二	九 二	当 お 者 を 価	と 者
十 千	億 二	て い ご 順 格	い 。
一 八	百 九	る て と 次 の	う 第
万 四	十 億	。 各 の 割 高	。 I
六		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 還 額	還 期 限	入 債 競	・ 札 格 發	格 競 場	行 行 競 格	
平 成 二 十 六 年 九 月 九 月 二 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 支 き 償 は 還 年 十 二 月 月 行 休 業 業 日 日	額 面 金 額 を と 六 年 、 期 つ 。 そ が き の 翌 行 休 業 業 日 日	償 入 債 ・ 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場	行 債 別 債 札 格 參 市 競 I 加 場	非 者 債 債 札 格 市 競 格 日	國 入 債 札 格 競 場 行 競 格 日	價 發 行 行 競 格 日
平成二十一年九月二十二日					平成二十一年九月二十二日				
<p>十額募十額 平す額の振 九面価九面 成るの記替 銭金格銭金 二。整載法 九額九額 十数又の 厘百厘百 六倍は規 六円以円 年の記定 毛以上に 九年金録に つにつ月 九月額はよ きそき月 二月に、る 九れ九月 よ最振 十ぞ十日 二十二日 る低替 九れ九円 も額口 円の円の 面座 九応九と 金簿</p>									